

平成24年第4回南三陸町議会臨時会会議録

平成24年3月29日（木曜日）

応招議員（15名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 千葉伸孝君 | 2番 | 高橋兼次君 |
| 3番 | 佐藤宣明君 | 4番 | 阿部建君 |
| 5番 | 山内昇一君 | 6番 | 山内孝樹君 |
| 7番 | 星喜美男君 | 8番 | 菅原辰雄君 |
| 9番 | 小山幸七君 | 10番 | 大瀧りう子君 |
| 11番 | 及川均君 | 12番 | 鈴木春光君 |
| 14番 | 三浦清人君 | 15番 | 西條栄福君 |
| 16番 | 後藤清喜君 | | |

出席議員（15名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 千葉伸孝君 | 2番 | 高橋兼次君 |
| 3番 | 佐藤宣明君 | 4番 | 阿部建君 |
| 5番 | 山内昇一君 | 6番 | 山内孝樹君 |
| 7番 | 星喜美男君 | 8番 | 菅原辰雄君 |
| 9番 | 小山幸七君 | 10番 | 大瀧りう子君 |
| 11番 | 及川均君 | 12番 | 鈴木春光君 |
| 14番 | 三浦清人君 | 15番 | 西條栄福君 |
| 16番 | 後藤清喜君 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

| | | | |
|---|---|----|-------|
| 町 | 長 | 佐藤 | 仁君 |
| 副 | 町 | 長 | 遠藤健治君 |

| | |
|---------------------|----------|
| 総務課長 | 佐藤 徳憲 君 |
| 復興企画課長 | 三浦 清隆 君 |
| 復興事業推進課長 | 及川 明 君 |
| 町民税務課長 | 阿部 俊光 君 |
| 保健福祉課長 | 最知 明広 君 |
| 環境対策課長 | 千葉 晴敏 君 |
| 産業振興課長 | 佐藤 通 君 |
| 産業振興課参事 (農林行政担当) | 高橋 一清 君 |
| 建設課長 | 西城 彰 君 |
| 危機管理課長 | 佐々木 三郎 君 |
| 上下水道事業所長 | 千葉 雅久 君 |
| 総合支所長兼 地域生活課長 | 阿部 敏克 君 |
| 公立志津川病院事務長 兼総務課長 | 横山 孝明 君 |
| 総務課課長補佐 兼総務法令係長 | 男澤 知樹 君 |
| 総務課主幹 兼財政係長 | 佐藤 宏明 君 |

教育委員会部局

| | |
|--------|---------|
| 教 育 長 | 佐藤 達朗 君 |
| 教育総務課長 | 芳賀 俊幸 君 |
| 生涯学習課長 | 及川 庄弥 君 |

事務局職員出席者

| | |
|----------------------|--------|
| 事務局 長 | 佐藤 広志 |
| 上席主幹兼総務係長 兼議事調査係長 | 佐藤 孝志 |
| 主 事 | 加藤 優美子 |

議事日程 第1号

平成24年3月29日(木曜日)

午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 議案第 4 5 号 南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 6 議案第 4 6 号 南三陸町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 7 議案第 4 7 号 普通財産の貸付けについて
 - 第 8 議案第 4 8 号 平成 2 3 年度南三陸町一般会計補正予算（第 1 6 号）
 - 第 9 議案第 4 9 号 平成 2 3 年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）
 - 第 1 0 議案第 5 0 号 平成 2 3 年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 6 号）
 - 第 1 1 議案第 5 1 号 平成 2 3 年度南三陸町病院事業会計補正予算（第 8 号）
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 1 まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

第4回臨時会でございます。本日も慎重なるご審議をお願いいたしまして、その中にもスピード感のあるようにご審議をいただきたいと思っております。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しておりますので、これより平成24年第4回南三陸町議会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において5番山内昇一君、6番山内孝樹君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成24年第4回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中、ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

第3回定例会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、叙勲の伝達についてお伝えをさせていただきます。

東日本大震災に伴う大津波によりとうとくも犠牲となられた前南三陸町議会議長故佐藤 栄様並びに旧志津川町議会議長故須藤仁一様に対し、それぞれ旭日単光章が授与され、今月26日、県庁知事室において宮城県知事から伝達されました。佐藤前町議会議長におかれましては、町民の声に耳を傾け町議会をまとめ、町当局と車の両輪となって特色あるまちづくりを推進していただきました。また、須藤旧志津川町議会議長におかれましては、旧志津川町と旧歌津町との合併協議に当たり、議長として多大なるご尽力を賜りました。本日、叙勲受賞の報告をさせていただくに際し、町政発展に尽くされましたお二人の長年のご功績に対し、深甚なる敬意と感謝の意を表しますとともに、改めて心からご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

次に、南三陸町役場庁舎及び歌津総合支所庁舎、並びに公立南三陸診療所施設の竣工についてご報告を申し上げます。

昨年11月から工事を進めてまいりました当該施設については、関係各位のご支援とご協力により、おかげさまで一昨日、竣工の日を迎えることができました。ご承知のとおりこれまで約1年間、プレハブの仮設庁舎そして急ごしらえの仮設診療所施設において、できる限りの行政事務、診療業務を行ってまいりましたが、このたび、庁舎及び診療所施設が新たに整備されたことを契機として、職員一同気持ちを引き締め、被災された多くの町民の切なる声、お気持ちに十分にこたえてまいりたいと考えております。新年度に入りましても引き続き町の復興に向けて邁進していく所存でありますので、議員各位のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時04分 休憩

午前10時22分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第45号 南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第45号南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第45号南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、津波等による危険の著しい区域について災害を未然に防止することを目的として、建築基準法第39条第1項の規定により災害危険区域を新たに指定するため関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第45号の細部説明をさせていただきます。

資料は議案関係参考資料の4ページをお開き願いたいと思います。

今回の条例改正につきましては、行政区で申し上げますと寄木、藤浜、寺浜の3地区について新たに区域を設定するための改正でございます。新たに区域設定を予定しております字につきましては、戸倉字藤浜、5ページに記載の長清水、小細谷、次に6ページに記載の戸倉字下道、7ページの寺浜、歌津字砂浜、寄木、10ページに記載の町向となっております。

今回新たに設定する土地につきましては、土地の所有者に3月15日、16日に説明会を開催したところでございまして、今回提出しているものでございます。

次に、11ページをお開き願いたいと思います。

この図につきましては、藤浜地区を表したものでございます。着色された部分が今回災害危険区域に設定している区域でございます。赤い色の実線が災害危険区域の範囲、そしてその周囲に黒い破線が施されておりますが、これが今回の東日本大震災におけます浸水区域を表しております。藤浜地区におきましては101筆、約3ヘクタールの区域設定となっております。

次に、12ページをお開き願いたいと思います。

この図は、県でお示ししております地域海岸ごとの海岸堤防高の高さで、海岸堤防を整備した場合、今回の津波規模におけます浸水深を色分けしたいわゆる津波シミュレーションでございます。このシミュレーションにより建物の倒壊率が低くなると言われております。2メートル以下の浸水深、黄色、赤色を一つの目安ととらえておりますが、細部につきましては今回の津波におけます浸水際の住民の再建意向を確認した上で、災害危険区域というものを今回設定を予定しております。

次に、13ページをお開き願いたいと思います。

寺浜地区でございます。着色部分が災害危険区域に設定予定の区域でございます。先ほどの図面とちょっと違いますのは、赤の破線が今回の震災による津波の浸水区域となっております。全体で116筆、面積にしますと約5.9ヘクタールの設定となっております。

次の14ページにつきましては、同様に寺浜地区の津波シミュレーションの図でございます。

次に、15ページをお開き願いたいと思います。

歌津字寄木地区でございます。先ほどの図面と同様に、着色部分が災害危険区域に設定予定の区域でございます。黒い破線が今回の震災におけます津波の浸水区域の縁取りでございます。全体で189筆、面積にしますと10.3ヘクタールとなっております。

次に、16ページになりますが、同様に寄木地区におけます津波のシミュレーションを参考に添付いたしております。

これらそもそも災害危険区域につきましては、建築基準法の第39条におきまして、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域におけます住居の用に供する建築物に関する建築制限について条例で定めるということになっておりますから、今後の災害防止の観点から新たに区域を設定するものでございます。今回ご決定いただければ施行日を4月1日からというふうに定めてございます。

今回は行政区にしますと3地区の設定となっておりますが、今後におきまして防災集団移転事業やがけ地近接等危険住宅移転事業の推進とあわせまして、特に今回の津波におけます浸

水区域界の方々の再建意向を確認しながら、全町的に順次区域設定を行っていききたいというふうを考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） この浸水した箇所を危険区域として指定してさらに今後はここに住居類は建てられないということ、それは理解するのですが、この土地の扱いというのはどのように考えればいいのか。今後この土地と指定した区域を国で買い上げるとかという問題もあると思うんですが、その辺のところですね。そして、そうした場合に、個人個人のそれぞれの考え方があろうと思ひます。この区域内に倉庫を建てて、さらに作業場を建ててそこで操業したいという者もあれば、いや高台移転の一助にしたいからこれは国で買い上げてくれないかという方もあるわけですね。その辺の調整は今後どういうことになっていくのか、当局はどのように考えておられるのか伺ひます。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 災害危険区域に設定した土地につきましては、住居の用に供する、いわゆる住まいとしての建築物については制限をされるということになります。漁業を営んでいる方であるとか農業を営んでいる方、そういった方について倉庫を建てたいということについては、特に制限は受けないということになります。

土地の買い上げについてなのですが、そもそも浸水区域の土地の買い上げにつきましては、防災集団移転の移転促進区域について買い上げができるとされております。がけ地近接等の事業を個別に行った場合は、その対象には本来はならないということになります。ただ、集団移転の移転促進区域の中にも、がけ地近接を使って高台に自らの畑等に移転する方、こういう方については土地の買い上げをできることとなりますので、そういった本人の意向の調査は、一たんはしております。まだ継続中でございますが。ただ沿岸部でございますとどうしても漁業を営んでいる方が多くて、買ってほしいという方が、現在のところこの3地区については非常に少ない状況です。ただ、伊里前であるとか、志津川地域であるとか、戸倉の折立地域とか、そういったところに行きますと、いわゆるサラリーマン層、そういった方もおりますし、土地の買い上げについてご要望がかなり高いと予想をしております。防災集団移転の移転促進区域ということであれば土地の買い上げはできますので、本人の意向に基づいて町の方は買い上げについて進めていきたいというふうを考えております。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） その防災集団移転する地域内であれば買い上げも可能だということでありまして、隣は高台移転のために家を建てる資金にしたいから土地を売りますと、いやうちはここは売りませんと、ここは作業場にしますから私はその案にははまりませんとこういうようになった場合、いわゆる虫食い状態になるわけですね。そういった調整というものはあるのかなのかといったことです。いわゆる、そこを公園とか農地とかそういった指定をして強制的に町が買い上げるとかということになるのか、あるいはそういう虫食い状態で、隣は国で買い上げた土地なんだ、ここはだれその土地のなんだとそういうことはできるのかということです、この区域内で。わかりますか、私の言っていること。そういう状況になるんです、確かに。これから随時こういうふうの高台移転あるいはがけ近と集団移転の跡地は皆、こういう問題が出てくるわけですよ。これが今回第1号で出てきたわけですが、今後引き続き次々出てくる。そうしますと、いや私は売らないよ、いや私は売って何とかそのお金が欲しいんだという方と分かれるわけですね。そうしたときにその土地がいわゆる虫食いになると。それはどうするのやということなんです。どのようにその地域を利用する、虫食い状態で買ってそれでそのまま終わりなのか、それとも虫食いではだめだから全部その地域は買わないよというのか、あるいは強制的に全部その地域は買い上げて公園とか緑地にするとかということになるのか、その辺のところはわからないために隣同士で、おらえで売らないよ、えで売んのというような話に今なってるわけだ。おらえで銭っこねえから何、家建てるの何したいから売るよという人もあれば、おらえで売られない、あそこでワカメの芯抜きしなきゃないからと、そういうお互い考え方がありますから。その後のいわゆる浸水区域の利用というものを、町もそこらを整理しないと、てんでんさんごのという処理をしたならば、あとはその処理はいったいどうなるのやという、その土地が。一方では草山になって、町有地だっつぞ、国の土地だっつぞ、と草山になる。一方ではその隣で工場が建って働いているというような、将来そういう状況になるのも目に見えてるんですね、そういうことをしたらば。これはまちづくりにはならないなと私は考えるんですが、その辺のところを町当局もあるいは国の方針であろうが、一方づいた考え方をまとめてかからないと、最初の段階が問題だなと思うんですが、その辺のところ国とかの動き、もう少し詳しく説明してください。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ただいまご指摘をいただいた部分は、町としても非常に懸念をしているところでございます。強制的に町が買うという事業ではございませんので、あくまでも任意事業ということで本人の手挙げによって町が買い取るということになります。

議員がご指摘のとおり虫食い状態になる土地をどう考えるんだということについては、明確な答えは現時点では持ってございません。国に対して、国もなんですが、一般的には公園という扱いで書類上は処理していくといったような指導というわけではございませんが、そういった方向性がどこの自治体でも示されているようです。ただ、漁業、加工とか営んでいる方で隣地を町で買えば、町の土地を有効的にお貸しするといったことも可能になるところも出てくるかと思えます。ただ、虫食い状態という部分については議員ご指摘のとおりで、今のところそれをこうするああするという考えは現時点ではなかなか思いつかないような状況でございます。

○11番（及川 均君） いわゆるまちづくりとか都市計画とか、再利用とか、高台移転とかというまとめた形でまちづくりが今進もうとしてる中で、結果的に私から言えば肝心かなめのもとが決まってないんでないのかという気がするんです。そのことにおいて、今のまま進んでいくと将来的にまちづくりは一体何だったのやということになりますよね。住宅街にもならず、産業の拠点となる加工場とか工場とかそういうものにもならない、建物は建てられない、ぼつぼつとあるような状態で、他はすすき野の荒地で、その中にぼつぼつと加工工場がある程度にしかないというような、それでまちづくりと言えますかね。その辺のところを私は懸念するんですがね。国の方でもまだ定かではないということでもありますけれども、その辺のところやはり今後まとまった方針を定めて、そうした方向で町民の皆様にも理解を得るところは理解を得て、協力をもらうところは協力をもらって進めるというような体制に持っていけないと、結果的に最後に残ったのはわけのわからないまちづくりになってしまうという懸念がされますが、いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 今現在、これまでのまちづくりの部分はどうしても高台の部分だけが先行して、あっちだこっちだというふうな形でなっていますけれども、来年度、今議員ご指摘の部分も含めて、今度は低地の利活用という土地利用のあり方、これについては地域の方と相談をさせていただきたいというふうに思います。上だけに住宅が行って低地が何もない、また町の土地が草ぼうぼうだといったような状況というのは、今の現時点では今のままいきますとそういったような想像も確かにわかります。そういったところで地域の方と漁業者も含めて、ある意味、町の土地がまとまってできれば、今度は水産加工の工場であるとかそういったものに発展性もございますので、そういったものは地域と改めて相談をしていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） おはようございます。2番です。

この災害危険区域の設定、かけ方、この考え方、どのような考え方によってこのような線引きをしたのか、そしてまたこの考え方のこれから変わっていく傾向があるのかなのか、その辺りもって。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 今回の設定の区域につきましては、今回の浸水区域と今後整備されます海岸堤防との高さ設定をもとに行いました津波シミュレーション、それによってより狭い範囲の方を基本的に設定をしております。ただ、事業の取り組み、いわゆる集団移転に参加する方、がけ地近接で高台に移る方、そういった浸水域の縁、縁の各世帯の意向も含めて、再建の意向なんです、そういったものを含めて指定範囲を決定していったという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） この資料を見ていると、大幅に浸水したところがかかっているところもあると、あるいは浸水しないところがかかっているところもあるというふうなことで、何を根拠にこのようなかけ方をしたのかなと。千年に一回の津波というものの、千年を想定して危険区域を設定するのであれば、やはり浸水したところを大幅にかけるべきなのかなと。それはいろんな個人の土地の所有者の考え方もあろうかと思いますが、このような縮小されたようなかけ方では、今後これに類するような津波が来た場合に、また同じような被害が出るような傾向もあるのかなと。

一つの例になるかどうかはちょっとわかりませんが、何百年前の津波の経験の中で、岩手県の船越湾の中で3地区のうち1地区が大幅に危険区域を設定して、当時の全員で高台移転したところは、移転された方々は1軒も被害がなかったと。ところが、いろんな声を聞きながら危険区域設定がおくれたために、それがそのまま設定されなかった地区は次々と新しい世代の方々が入ってきてうちを建てて、それでその方々が十分やられたというような結果も出ているんですよ。ですから、今後のために危険区域を設定するのであれば、やはり今回の津波の浸水境界まできっちりやっぱりかけておく必要があるのかなと。いろいろそれは住民の声を考慮した中での線引きだとは思いますが、やはりこれからのことを考えるのであれば、大幅にかけておいたほうが子々孫々末代までの安全を確保できるのかなとそう思っているんですが、どうですか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 基本的な考え方は、議員ご指摘の部分と同じだと思っております。今回、海岸堤防の高さも今後高さが変わりますので、そういった中で基づいた津波シミュレーションによりますと、今回の津波の同規模のものが来たとしても減退されて浸水区域が狭くなるという考えのもとでの設定になりますので、今回の浸水区域をそのまま危険区域に設定するというのはちょっと難しいものかなと、説得力に欠けるのかなというふうに思っています。ただ、筆ごとにかけておりますので、どうしても危険区域と、色、縁と、シミュレーションの浸水深がかみ合わないところはどうしてもございますが、この辺は筆が大きいところとかそういったところの部分もありますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 大体その課長の考え方はわかるんだけど、岩手県の有名な防潮堤があったわけなんですけど、その防潮堤さえも超えるような、さらに莫大な被害を出したこの千年に一回の津波ですので、構築物に頼るとするのは必ずしもそれは万全ではないと思いますので、やはり来てから逃げるのではなくて来ないうちに安全なところへ逃げておくと、そのような考え方で進めていってもらいたいなとそのように思っています。

○議長（後藤清喜君） ほかに。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 前者の質問に重複する面がありますけれども、この制限区域を設けて、この地域は住居を建てることを制限するんだということでもあります。部落住民との話し合いとか説明会もなされたということですが、説明会をいたしても、一方的な説明のみで住民の声がそれなりに反映をしてないんだという町もあって、なかなか難しい面があるのかなと思いますけど、当町の場合はそういう合意形成がなされたのか。その土地は原則、制限区域は買い上げをするんだということですけども、その虫食い関係の問題もあるわけです。

それから、その土地を買い上げるといってもこの単価が7割だとか8割だとかいろいろ他の町では言われていますが、当町は買い上げるその7割とは固定資産というのか、台帳価格なのか、通常取引がなされている価格の7割とか8割ということをするのか、その辺の単価、買い上げ金額によって高台移転に賛成をして土地なんかを求めたりという考え、それから、いや公営住宅でいやという考え、いろいろ出てくるんだと思いますが、それらの話し合いまで進んでいるのか、それらも合意されているのか。それから指定制限区域に、他町村でもあるようですけれども、いや私はここを動かないよと、すれすれのところがありますね。だれ

が見ても今後ここまではなというような考えで、ここはこのままここに建てろやとか、あるいはリフォームして入るんだという人もあるわけですが、そのような場合もどのように対応するのか、制限区域に居座れば何か罰則でも現時点であるのか、そういう人はしょうがないなということになるのか、ここら辺が現段階でどのような内容になっていますか。その点をお伺いしたい。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 土地の買い上げの部分については、明日、委託しております業者から結果が出ることになっております。基本的に買い上げの70%とか80%というのは、基がどういう基なんだというご指摘でございますが、あくまでも浸水しなければ取引として幾らであって、浸水した後に取引では幾らだと、その価格を比較してパーセンテージというものを出示していただくようなスタイルで土地鑑定の方にはお願いをしております。例えば、浸水しなければ坪5万円だったのが浸水したら坪4万だと。ということは80%だというふうなわかりやすいような表現で出示をしていただきたいということをお願いしております。この件につきましては、4月に震災の特別委員会を開催するということをお話しされておりますので、その際にお示ししたいなというふうに思っております。

それと、罰則ということでございますが、3地区の中では今回津波のシミュレーションに当たってどうしても危険ですよといったところで家を建てるという方はおりません。ただ、例えばその中にもどうしてもという方がいる場合なんです、あくまでも今後の建築、増改築等において建築確認申請の許可が出ないということになりますので、建物自体、増改築が難しくなるというご説明を地域の方々にお話をさせていただいております。今回、3地区の土地所有者への説明の中での質疑については、ほとんどかけてもらっては困るといったような意見はございませんでした。逆に、土地の買い上げの問題であるとか、災害公営住宅の問題であるとか、高台移転の問題であるとか、そういった部分の質問がほとんどだったようでございます。

○議長（後藤清喜君） よろしいですか。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 前者との関連もあわせてお尋ねいたしたいと思います。

まずもって、町が示している高台移転と職住分離が、今回の災害危険区域指定でどう考え方を位置づけているのか。これを1点、お願いしたいと思います。

さらには、土地の買い上げの問題でございますけれども、これは浸水区域は一律の単価で買い上げられるのかということ。とりあえず二つお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まず、1点目の職住分離の考え方ということですが、町としましては震災復興計画でも掲げてございますが、なりわいの場所はさまざまであっても住まいは高台にということで、住まいは高台へ、なりわいは、いわゆる水産業とかそれは従来の場所という考え方でございますので、その点につきましては同様の考え方で区域を今回設定しております。

それと、浸水区域の買い上げの単価ということでございますが、これは先ほどのご質問でもお答えしましたが、明日、鑑定の実業者からその結果をいただくことになっておりますので、4月の早い段階で特別委員会が開催されるというふうなお話を聞いておりますので、その際にお示しをしたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） そのご説明でわかるんですけども、職住分離ということで、結局その職業の分はつまり浸水地域でもいいんだというようなご説明がされてきているわけなので、今回そういう意味合いでははっきりとこう示してほしいなど。職業関連の分については浸水地域でもいいんだということの示し方をしてもらいたい。つまり、災害危険区域としての分であった場合には、そういうふうな言い方が住民にわかりやすいのかなというような思いがいたしますので、この辺は検討課題ではないかなと。ただ決めればいいんだということではなくして、そういうようなことが必要だろうと思います。

それから、いま一つは土地の買い上げの件なんですけれども、前段申し上げましたように一律の価格で買い上げるのかと、つまり住宅、雑種地とか名目がいろいろあると思う。あるいは、田畑は同じ浸水地域でもどうなるのか。それは当然、税とのかかわりが生じてくるわけでございますから、違う買い上げがされるべきだろうと、私はこういうふうに思うんです。この辺をどういうふうに考えておられるか、あるいはどういう方向、方針を示すのかお知らせしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 1点目の職住分離の関係でございますが、水産業をやっている方であれば、働く場所はどうしても浸水区域の危険区域に指定したところになるということについてはこれまでと同じだと。サラリーマンであればもともと危険区域とまるっきり関係がございませんので、高台の住まいという部分だけが安全確保、働く場所はどこか志津川の市街地であり、どこかの他の市町村であったり、その辺は漁業をやっている方がどちら

かといえば浸水域側に職の部分を求めている方が多いものですから、その方々は自分の土地を加工用の倉庫であるとか物置にするとか、そういった利活用を図ることでそれぞれが検討しているようでございます。

それと、浸水区域の単価につきましては、4月にお示ししますのは一つの目安、3月1日現在としての目安でお示しします。ただ、最終的に売買契約を交わすときの時点で改めてもう一度鑑定をやり直した上で締結をするという形になりますので、今回お示しする時点と契約を締結する時点では、当然微妙にも単価は変わってくる場所もあると思います。当然、地目によっても変わってくるということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第46号 南三陸町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第46号南三陸町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第46号南三陸町病院事業の設置に関する条

例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は登米市に設置しております公立志津川病院に内視鏡室を設置することに伴い、一般病床を1床削減する必要が生じたことから関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） それでは、議案参考資料の17ページをお開きいただきたいと思います。

今回の条例の改正につきましては、ここに病院事業の設置に関する条例というものがございましてけれども、その第2条に病床数をうたっているわけでございます。それで、今は一般病床27床、それから（2）の略になっていますけれども療養病床が12床の計39床ということで米山の方に病床を設置しております。その中で、今回医療機器の設置に伴いまして内視鏡室、向こうで内視鏡をするような患者さんもおありまして、前からなんですけれども、それで内視鏡を行いたいと、そういう検査を行う必要があるということで、1床の病床を削減というか、その部屋を内視鏡室に変更しまして病床数を一般病床を26床に変えたいということでございます。どうしても米山の方に内視鏡をするための場所がないということで、やむを得ず1床削減するというような状況になっております。よろしく申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 27床を26床にするということなんです、現在入院している患者さんはどれぐらいになっていますでしょうか。1床減らしたことによってそういう影響がないのかどうかということです。

それから、内視鏡は今まではそうしますと行われていなかったんでしょうか。その辺をお聞きいたします。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 現在の平均病床利用数は、30前後で今稼働しております。前にもお話ししましたが、36床ということになりますけれども、一時的に増えたからといって、例えばそれが40床使ってもその一時的な分野については、それは問題ございません。それがずっと継続すると医療法というか法律に抵触して問題になるんですけれども、一時期、例えばインフルエンザがぼんと発生しまして、36床しかないのですけれども40人が

入ったとしてもそれは認められるものでございます。今現在の、先ほど話しましたけれども、平均病床数の利用が30名前後ということになっておりますので、それで1つを減にしたことによつての影響は出ないというふうに考えております。

現在は手術室とかをちょっと利用してるんですけども、今度手術室の方も整備しまして、手術の方も収入増のために手術も行いたいというふうに考えております。せっかく今外科の先生が二人もいるものですから、そういうものも考えながら経営をしていきたいということで、どうしても内視鏡を行う部屋がやっぱり必要になってくるということで、今回このような病床減にして設置するという内容になります。よろしく申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今の説明ですと、患者が急にふえた場合は対応できるというお話なんですけど、どういふので対応するんですか。例えば3人部屋にもう一つベッドを入れて4人にするのか、それとも別なベッドというか部屋をするのか、ちょっとその辺が理解できなかったのもう一度お願いしたいと思ひます。

それから、きのう確かにこの新しい診療所を見ました。こちらにも説明ですと小手術と言うんですかね、そういう外来で対応できるようなのはやると、そういうところも見てきました。そして、米山にも手術室があるということをお聞きしたんですが、そうすると今までは内視鏡はその手術室を利用していたと、今の事務長の話ですと。今まで手術はしてなかったんでしょうか、米山ではそういうことはなかったのかどうか、その辺もう一度お聞きします。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 患者が多く出た場合という内容でございませうけれども、そういうときは病床、今3床室を4床にする、当然そのような状況になります。災害時、例えば日赤さんなんか見ても同じなんですけれども、そういう格好でほんと、やっぱり何かの急激なものについてはそういうものが認められるということになっていませうので、2床室を3床にしたり、4床室を5床で使ったりということは認められるのでそういう使い方をするようになるかと思ひます。現在ではそこまでいったことは一度もございませうけれども。

それから、こちらにも小手術と言ひませうけれども、あれは救急外来でやるものですから、手術といつても、例えば傷ができてきてどうしてもそれを縫い合わせたりなんかすることはあそこでもできます。その手術といふのはそういうものでの手術といふか、無影灯をつけたり台をつけたりとそういうのが、ここから送るときに開けたまま傷があつたまま送るんじやなくて、例えばそこは仮の縫合をするとかという内容になってくるかと思ひます。

それから、米山の方の手術室については、米山の方でも前に米山病院に笹原先生がいたときから使っていたんですけど、それ以後は使ってないということで、震災によってうちの方が行ったときにはそこまで点検もしてなかったということでございまして、うちの方では外科の先生が二人いるという内容もございまして、ちょっと手術室の方の点検もしています。それで、あまりかからないよだということがわかりましたので、ある程度整備をして、そこまでして収入の、先生の技術もそこでやっぱり発揮してもらわなきゃいけないので、そういう格好での方向に持っていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 患者がふえた場合のことは、事務長は法に触れないという話でしたので、その辺のところ含めてよく考えながらやってほしいなと思っています。

それから手術室についてですが、そうしますと今まではなかなか手術ができなかったと。今度はどういう形になるかわからないけれど、少し前進するのかなと今、思いながら聞いていました。ぜひ本当にいろいろ米山で大変なところで先生方、勤務してるんですが、そういう事例も出てくるとお思いますので、ぜひ本当に頑張ってやってほしいなと思っています。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかにございせんか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 米山病院でこれまで余りやってなかった手術をするために、内視鏡の設備を整えるための1床を減少するという議案であります。私、医学はよくわからないんですけども、どの程度といいますか、手術の内容です。例えば盲腸とか、我々が簡単に考えるのは。縫った張ったはここでやれると、救急で来た場合の。そして向こうに搬送するというような話なんだけれども、どの程度の手術ができるものか、これは我々も今後町民の方々に、PRではなくてもこれくらいは米山でできますよというような話もしなきゃならないものですから、そういったことがもしわかるのであればお話ししていただきたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 私もここですべてを話すというのはできないかもしれないですけども、ある程度先生の判断によるものもあるかと思えます。ただ、今、中小病院の中で麻酔の先生がいないという一つの問題がございまして、大きな手術、つまり全身麻酔的なものはなかなか難しいのかなというふうには考えております。そういう管理もしなきゃいけない、例えば麻酔をかけて手術をして、それから覚めた後も管理をしなきゃいけないという内容もございまして。麻酔が覚めないという状況が出てくる内容もございまして、

そういうのもあるので全身麻酔になってくるとそのときの状況によってやっぱり違うと思います。局部麻酔なんかは大体の手術はできるかと思います。ですから、例えば盲腸とかヘルニア、イレウスという腸捻転、そういう手術はあそこでは可能かなというふうには考えております。あとは、整形の先生がいますので、そういうものの簡単な手術の方はあそこでできるようになるというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第47号 普通財産の貸付けについて

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第47号普通財産の貸付けについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第47号普通財産の貸付けについてをご説明申し上げます。

本案は入谷字入大船沢地区に整備した携帯電話基地局において、本年4月から携帯電話の通信施設としての運用が開始されるに当たり、当該基地局を使用する通信事業者に対し町有財産である土地、鉄塔及び通信設備を無償にて貸し付けしたいため、地方自治法第237条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） それでは、細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の18ページをお開きいただきます。

これは無償貸し付けする物件の位置図でございます。場所は入谷入大船沢の集落地内でございます。ちょうど町道戸塚沢線の沿線上でございます。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたけれども、このたび無償貸し付けを行う物件につきましては平成23年度に総務省の補助事業でございます携帯電話等整備事業によりまして、2,200万円の事業費で町が整備した携帯電話基地局の設備一式でございます。

今回基地局を整備するに当たりまして、国庫補助金のほかに大手通信事業者3社のうち今回貸し付けの相手方となる2業者の事業参加を受けまして、二つの事業者からは事業費の9分の1の分担金をいただいております。分担金の額につきましては240万円ほどでございました。そのほか国庫補助金を差し引きますと、施設整備に係る町の持ち出し分は330万円ほどということでございます。

次に、19ページをご覧いただきたいと思っております。

これは携帯電話基地局の外観写真でございます。通常どこの事業者も鉄塔を建てておりますけれども、それと同様の施設でございます。今回町の財産を無償貸し付けする理由といたしましては、利用する目的が携帯電話サービスであるということで、まずもって公益性が高いことが挙げられます。また、町の財務規則第143条によりますと、普通財産を貸し付ける場合におきましてはその貸し付け料は貸し付け実例等を考慮して定めなければならないというふうに規定されております。今回のように市町村が携帯電話基地局を整備した例は宮城県内では最近ございませんけれども、近隣では岩手県の住田町、福島県浪江町、山形県の寒河江市がございます。いずれも事業者には無償貸し付けにいたしております。事業者からは既に、先ほど申し上げましたとおり、分担金も徴しておることから、当町においても無償貸し付けを行いたいという形でございます。

一方、町有の施設という形でございますので、新年度から年間の維持管理経費が発生してまいります。専用回線の使用料、電気料金などで年間総額300万円ほどの経費が発生いたしますけれども、この経費につきましては全額事業者負担にさせていただくという方向で契約を締結する予定にいたしております。したがって、施設管理に関する町の負担は今後発生はいたしません。事業者側には無償で貸し付けを行いますけれども、今後継続して実質的な費用負担が発生する形になります。

貸付期間でございますけれども、総務省の所管の補助金等交付規則によって定められた財産の処分制限期間が10年でございますので、平成24年4月1日から平成34年3月31日までの10年間といたします。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第48号 平成23年度南三陸町一般会計補正予算（第16号）

○議長（後藤清喜君） 日程第8、議案第48号平成23年度南三陸町一般会計補正予算（第16号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第48号平成23年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、本年度の交付額が決定いたしました特別交付税及び震災復興特別交付税について追加の措置を講じるとともに、第1回配分可能額が通知された東日本大震災復興交付金については、既決予算額を減額するなど予算の整理、調整を行ったものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、補正予算書の5ページをお開きいただきます。

第2表の繰越明許費の補正でございますけれども、追加といたしまして産業基盤復興再生事業として1億2,000万円でございますが、これにつきましてはヤマト福祉財団からの寄附を活用した事業でございます。カキ処理場5,000万円、ワカメ処理場3,000万円、漁船の修復

4,000万円、合計1億2,000万円を追加して全額繰り越しをするものでございます。

続いて変更でございますが、廃棄物の処理委託事業でございますが、今回3,200万円増額を
してございます。これにつきましては、コンクリートの収集業務3,200万円を追加いたしまして
繰越明許にするものでございます。コンクリートの収集業務に係る費用でございます。

では9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

9ページ、地方交付税でございますが、今年度の交付額が決定をいたしました。2億8,400
万円補正をいたしまして合計81億7,721万2,000円でございます。本年度の交付税のそれぞれ
の区分ごとに申し上げたいと思いますが、普通交付税は36億6,164万7,000円、特別交付税28
億3,358万7,000円、それから今年度から設けられました震災復興特別交付税が16億8,197万
8,000円でございます。なお、特別交付税28億円の内訳でございますが、従来の通常分が5億
910万円、それから本年度震災特例分というのがございまして、震災特例分が23億2,448万
7,000円、こういった額で確定をいたしました。

それから、中段の災害復旧費国庫負担金でございますが、それぞれ増額になってございま
すけれども、補助率の嵩上げがございまして、どちらも従来の66.7%から100%になりました。
ということで、農林水産業費、公共土木いずれもこういった額で補助金が増額になってござ
います。それから総務費国庫補助金でございますが、緑の分権改革補助金、減でございます
が、これはペレットストーブ等の実証事業でございますが、事業費の確定によりまして850万
円ほど減額をするものでございます。その下の東日本大震災復興交付金15億1,900万円ほどの
減でございますが、3月補正の提案をする前にはまだ確定していませんでしたので申請額で
3月補正提案をいたしました。その後第1回復興交付金の配分が決定になりまして、15億
1,911万8,000円が減額になったということで、第1回配分金の確定によりまして今回復興交
付金を減額するものでございます。それから、その下の農林水産業費補助金766万4,000円
でございますが、これは漁業集落排水事業の災害査定補助金でございまして、一般会計を通
すことによりまして補助裏に震災復興特別税が充当可能ということで、漁集の補助金でござ
いますが、一般会計を通して今回こういった形で追加補正をさせていただきました。それか
ら、民生費補助金237万9,000円でございますけれども、具体的には志津川保育所の調理器具、
伊里前保育所のエアコン等でございますが、今回新たに補助事業として認められたというこ
とで国庫補助金を追加計上したものでございます。

それから、10ページでございますが上段の児童福祉費補助金3,097万3,000円でございますが、
これにつきましても保育所の保育料の減免分でございますが、これが県の子ども基金の創生

事業によりまして県から交付されるということで今回措置をいたしました。保育料の減免分でございます。その下の商工費補助金、510万円でございますが、ポイントカードシステム更新事業が確定いたしましたので510万円追加をするものでございます。それから、農林水産業費補助金で1億1,300万円ほど減額でございますけれども、漁港の災害復旧事業の査定設計に係るものでございますが、事業費の確定によりまして1億1,300万円減額するものでございます。それから、廃棄物関係で1億8,700万円増額でございますが、これも補助率の嵩上げがございまして95%から98.85%に補助率が引き上げられたということに伴いまして補助金を増額するものでございます。

それから10ページの一番下でございますが、樹木売払収入ということで立木売払収入、県有林の立木売払収入でございますが、県との分収交付金の契約に基づきまして県から交付されるものでございます。地域は米広地区、払川地区の2カ所でございます。合計3カ所でございます。本数で申し上げますと1万8,317本、それから石数で2万5,246石、売り上げのうち、契約年次で変わりますけれども、55から60%が県から交付されるといった形で1,092万円、歳入として計上させていただきました。

それから、11ページ、12ページでございます。

特別会計等の減額がございまして、年度間のそれぞれ事業が終了いたしまして、そういった事業の調整を行った結果、それぞれ減額をするものでございます。それから漁港施設用地の環境整備基金繰入金ということで、基金から340万円繰り入れするんですが、後で歳出で出てまいりますけれども、この金額、同額が志津川漁港の工場排水処理施設の補助金として当該業者に交付するんですが、2月補正で計上いたしました。5社分でございますけれども、その中で一部錯誤がございましたので、今回改めて再計算をいたしまして349万9,000円追加補正をさせていただくものでございます。

それから、12ページ、震災復興推進費委託料の853万2,000円、それから積立金の15億1,911万8,000円は歳入で申し上げました内容によるものでございます。

それから、民生費等でございますが、保育所費は財源の組み替えでございます。一般財源から国庫補助金に組み替え、それから災害救助費につきましても1億8,700万円でございますが、一般財源から国庫補助に財源を組み替えするものでございます。

それから、13ページ、上から2行目でございますが、ただいま申し上げました志津川漁港の工場排水処理施設に係る補助金ということで349万9,000円交付をさせていただきたいと思っております。

それから、中段、消防費でございますが、今回広域で消防無線のデジタル化を実施してございます。その負担金として1億7,426万5,000円、これらを当町の負担分として今回追加計上させていただきました。この分につきましては、震災復興特別交付税で町の方に歳入として入る予定でございます。

14ページ、災害復旧でございますが、いずれも財源内訳にございますように一般財源から国庫支出金に財源組み替えをするものでございます。

最後、予備費でございますけれども、今回そういったことで7億3,500万円の補正でございます。合計で予備費が22億5,600万円ということで、過去に例のない大型の予備費でございますけれども、前の補正でも申し上げておりましたこのうち9億円につきましては、災害弔慰金の返還金として24年度、国の方に返還する予定でございますので、現段階での実質予備費につきましては13億5,000万円ほどになります。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。それでは質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第49号 平成23年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算
(第5号)

○議長（後藤清喜君） 日程第9、議案第49号平成23年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第49号平成23年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今回の補正は歳入において国庫補助金及び町債を、歳出において漁業集落排水事業費をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） それでは、細部説明をいたしますので、24ページ、25ページをお開きください。

歳入でございますが、6款国庫支出金1目災害復旧費国庫補助金でございますが、これは補助率のかさ上げに伴います増でございます。

7款町債1目災害復旧債でございますが、先ほど一般会計の方で説明ありましたが、補助の該当になるということで一般会計に組み替えるための減額でございます。これによりまして、歳出の一般会計繰出金を減額するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。それでは質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第50号 平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算
(第6号)

○議長（後藤清喜君） 日程第10、議案第50号平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第50号平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今回の補正は歳入において国庫補助金及び町債を、歳出において下水道総務費及び公債費をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） それでは細部説明をいたします。34ページ、35ページをお開きください。

歳入でございますが、7款国庫支出金1目災害復旧費国庫補助金でございますが、これは補助率の減に伴います減額補正でございます。

8款の町債でございますが、災害復旧債、これは起債対象事業が減になったことに伴います減額、それから3目の借換債ですが、当初39件の起債残分を借換債を起こしまして元金に充てる予定でしたが、金融機構の方で元金を返さなくても低利な利子分だけでよいということでございましたので、予算計上の必要がなくなったもので減額するものでございます。

歳出につきましては、歳入の減に伴います一般会計繰出金及び元金の減額並びに財源組み替えをするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。それでは質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

間もなく12時報前としておりますけれども、全議案終了するまで審議したいと思いますので、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、全議案終了するまで審議を続けます。

日程第11 議案第51号 平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算（第8号）

○議長（後藤清喜君） 日程第11、議案第51号平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算（第8号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第51号平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、収益的収入において寄附金及び資産流出に伴う保険金の確定に伴う補正を行うとともに、資本的収入及び支出において事業費の確定に伴い予算整理のための補正措置を講じるものであります。

細部につきましては病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） それでは細部説明を行います。

補正予算書の41、42ページをお開きいただきたいと思います。

41ページについては、収益的収入ということで収入だけの補正でございます。一つは医業外収益として寄附金の額の確定によって1,500万円ほどの補正ということになっています。これは、いろんなどころから寄附をいただいておりますけれども、最初、医療機器の購入に充てようと思って資本的収入の方に回しておいた分もありますので、その分713万5,000円と、それからその後寄附金が増えてまいりますのでそれを合わせた額の1,500万円の補正でございます。それから、特別利益といたしまして前の病院の分の保険金が出ましたので、5,700万円ほどの特別利益を計上してございます。

それから次ページ、42ページですけれども資本的収支でございますけれども、これは、建設と医療機器の購入の事業が確定しましたことによりまして、歳入歳出それぞれ減額するものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成24年第4回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後0時00分 閉会